

長野県松本市 重層的支援体制整備事業 実施状況

1 自治体概要（令和5年4月1日）

人口：235,720人 世帯数 ：108,573世帯

面積： 978.47㎡ 高齢化率： 28.4%

2 重層的支援体制整備事業に取り組んだ背景・課題や、取組の理念

本市ではこれまで、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮の各分野で、市民からの相談に対して、適切な支援につながるよう対応してきました。また、対応が困難なケースについては、他の相談支援機関等と個別に調整を行い、必要な支援につなげてきました。

しかし、近年では、8050問題やヤングケアラーなど生活上の課題が複雑化し、支援の手が行き届かないまま孤立を深め、生活が破綻するケースが発生したり、社会保障制度が切り替わるタイミングなどで支援が切れやすくなるなどの事例が増える傾向にあります。更にはこうした課題が取り残されることで、社会的コストの増加や地域活力の低下も懸念されています。

そこで本市では、庁内関係部署、関係機関等が既存の取組みを活用して連携体制を強化することにより重層的支援体制を構築し、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めます。

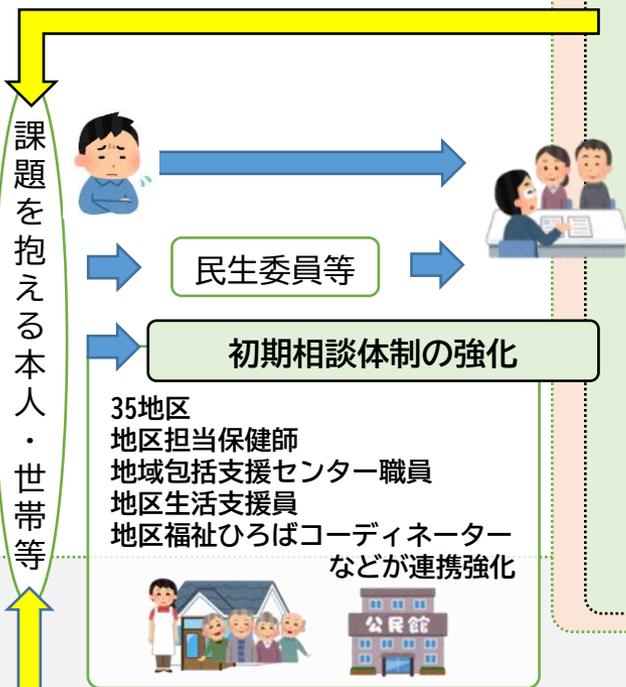
※ 用語について

松本市では重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、実施計画等で次のように表現しています。

- 重層的支援体制整備事業 … 誰も取り残さない全世代型支援事業
- 多機関協働事業 … 全世代型個別支援事業
- 重層的支援会議 … 伴走型支援会議
- 支援会議 … 全世代型個別支援会議

3 主な取組事項

事業全体のイメージ



Ⅲ 誰もが参加でき、交流できる場づくりや
社会とのつながりを支援
(参加支援事業、地域づくりに向けた支援事業)



I 個々の課題にチームで伴走支援 (相談支援事業、アウトリーチ事業)

狭間の課題
複雑化・複合化した課題

福祉分野（高齢・障がい・子ども・生活困窮）ケースワーカー
保健師など

高齢者分野（高齢福祉課、西部福祉課）
地域包括支援センター（地域包括支援センター）

障がい者分野（障がい福祉課、西部福祉課、こども福祉課）
障害者相談支援事業
(総合相談支援センター)

子ども・子育て分野（こども育成課、保育課、健康づくり課）
利用者支援事業
(子育てコンシェルジュ、保育コンシェルジュ、母子保健コーディネーター)

生活困窮分野（生活福祉課）
生活困窮者自立相談支援事業
(生活困窮者自立相談事業所)

その他の分野・関係相談窓口など
行政だけでなく社会福祉法人やNPO、民間団体なども

支援会議などにより調整

Ⅱ 狭間の課題などを全世代型個別支援
(多機関協働事業) ↓ 福祉政策課が調整



相談・課題等発見

公的制度

高齢者 地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業

障がい者 地域活動支援センター事業

子ども 地域子育て支援拠点事業(こどもプラザ・つどいの広場)

生活困窮 生活困窮者支援等のための地域づくり事業(5年度新規)

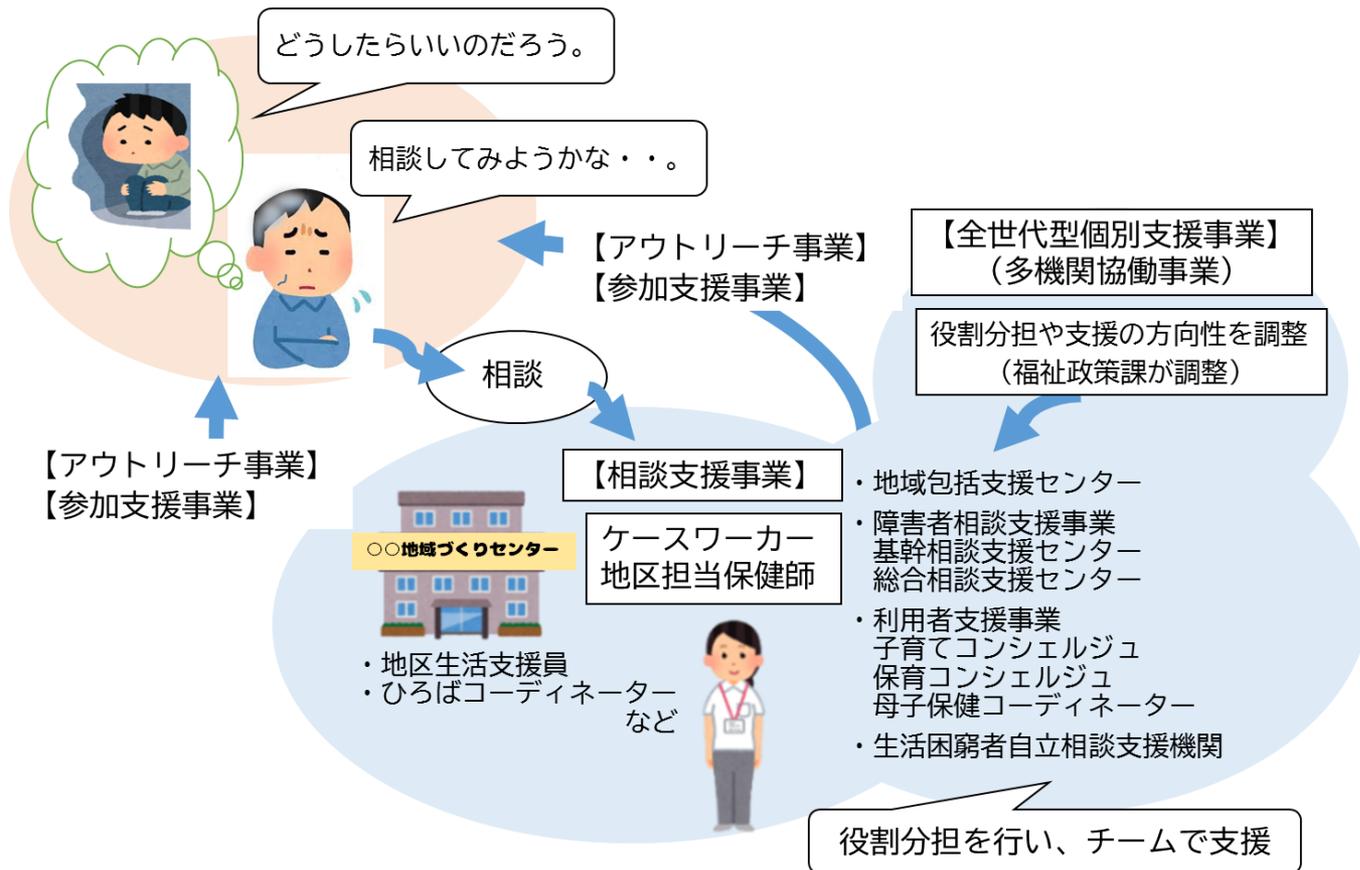
地域における支援

福祉ひろば事業をはじめとした「通いの場」や「支え合いの関係づくり」

I 個々の課題にチームで伴走支援（相談支援事業、アウトリーチ事業）

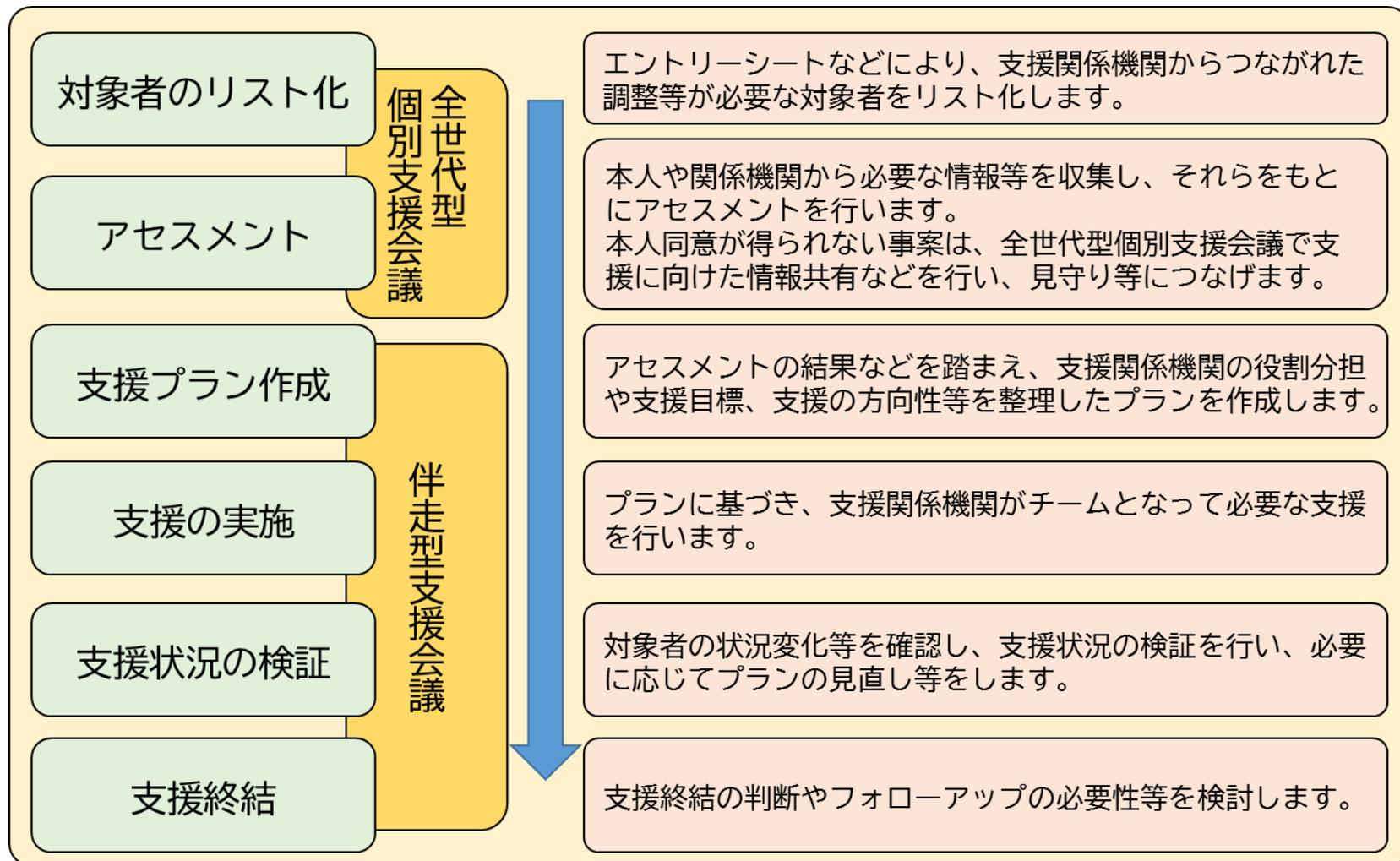
これまでの相談支援体制を活用して、①35地区を単位とした初期相談体制を強化、②既存分野の連携強化 により、属性や世代を問わない相談支援体制づくりを進めます。

- (1) 35地区を単位とした初期相談体制を強化
- (2) 既存分野（高齢・障がい・こども・生活困窮など）が連携して「チーム」で対応
- (3) 必要な支援が届いていない人への伴走支援を強化



II 狭間の課題などを全世代型個別支援（多機関協働事業）

相談支援に携わる機関等で受け止めた相談のうち、狭間の課題、複雑化・複合化した課題などについて、支援機関の役割分担、支援の方向性を整理するなど行います。



Ⅲ 誰もが参加でき、交流できる場づくりや社会とのつながりを支援 (参加支援事業、地域づくりに向けた支援事業)

公的支援や地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

- (1) 公的支援と地域の社会資源とを組合せて支援
- (2) フォローアップ
- (3) 誰もが参加でき交流できる場づくりの支援

